

青梅市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

民法の一部改正により、相続人の不存在にかかる相続財産の管理人の名称が変更されるため、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

青梅市空家等対策の推進に関する条例（令和4年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「管理人」を「清算人」に改め、同条第3項中「管理人」を「清算人または管理人」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。